

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令案について

1 改正の背景

住宅・土地統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査（指定統計第 14 号を作成するための調査）として、住宅・土地統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 41 号）の定めるところにより、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」といいます。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を詳細に調査しています。この調査は昭和 23 年の第 1 回調査以来平成 5 年の第 10 回調査までは住宅統計調査として、平成 10 年の第 11 回調査以降は住宅・土地統計調査として 5 年ごとに実施してきており、平成 20 年の調査は 13 回目に当たります。

今回は、住宅の質に関する実態をよりの確に把握するため、調査事項の見直しを行います。また、調査における申告方法の多様化を確保し、国民の利便性の向上を図る観点から、一部においてインターネットを用いて回答を行うことを可能とします。なお、調査票の配布・収集等に関する事務を、市町村長が民間事業者へ委託して行うことも可能とします。

2 改正の概要

(1) 調査事項の新設及び変更

調査事項を新設及び変更するため、当該規定の一部を改正します。

新設する調査事項：「腐朽・破損の有無」

変更する調査事項：「増改築に関する事項」「増改築及び改修工事に関する事項」

廃止する調査事項：「駐車スペースに関する事項」

(2) 統計法施行令の改正に伴う所要の規定の整備

統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）の改正（平成 19 年 12 月下旬予定）に伴い、市町村長が事務を民間事業者へ委託して行う場合等に必要となる規定を整備します。

(3) 監獄法の廃止に伴う所要の規定の整備

監獄法（明治 41 年法律第 28 号）の廃止に伴い、調査対象に係る所要の規定を整備します。

(4) 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表の改正

インターネットを用いて回答を行うことを可能とするため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）別表に当該手続を規定します。

3 今後のスケジュール（予定）

公布日 平成 19 年 12 月下旬

施行日 公布日に施行